

平成 13 年 2 月 19 日
国住総第 15 号

東京都知事 殿

国土交通省住宅局長

地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行され、機関委任事務及びその処理に関する国の包括的指揮監督権限が廃止されたところである。このため、機関委任事務の処理に関し拘束力のあるものとして地方公共団体に対し発出した通達はその根拠を失っているが、従前に発出した住宅・建築行政に関する通達(国の地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。)の取扱いについて疑義が生じないよう下記のとおりとしているので、ご了承願いたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管下市町村(指定都市を除く。)に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

防災計画書の作成について(昭和 47 年 5 月 10 日建設省住指発第 389 号)、高層建築物等に係る防災計画の指導について(昭和 56 年 7 月 30 日建設省住指発第 190 号)、旅館及びホテルの防災計画の指導等について(昭和 57 年 5 月 20 日建設省住防発第 16 号)の通達を廃止し、その他の住宅・建築行政に関する通達については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言とみなす。

ただし、法令に基づかない関与又は事務の義務付け等の規定があるものについては、当該部分の効力は失効し、地方公共団体を拘束するものではない。

また、法令の一部改正等により、その根拠を失うこととなったものや条項が移動したことに伴い、当該条項を引用しているため改正が必要なもの等については、所要の改正があったものとしてみなして取り扱われたい。

なお、地下街に関する基本方針について(昭和 49 年 6 月 28 日建設省都計発第 60 号、道政発第 53 号、住指発第 554 号)、地下街の取扱いについて(昭和 61 年 10 月 16 日建設省都計発第 84 号、道政発第 87 号、住防発第 22 号)、地下街の防火・安全対策について(昭和 61 年 11 月 1 日建設省住防発第 23 号、消防予第 146 号)及び地下街の防火・安全対策について(昭和 61 年 11 月 25 日建設省住防発第 25 号、消防予第 156 号)の取扱いについては、別途通知する。